

平成22年度 県民参加の政策づくり推進事業「政策提案」の検討結果について

団体名	提案テーマ	提案内容	提案に対する対応の概要	担当課
食と教育を守る会	子どもたちを健やかに育む学校給食のあり方について	<p>1 子どもの育ち、教育及び食育の観点から、学校・保育園給食の望ましいあり方を調査・研究し、施策に活かすための諮問委員会を組織する。委員の選任に当たっては、県内の先進地域で実際に携わっている栄養教職員、調理員、生産者及び保護者を加える。</p> <p>2 食育及び地域社会の教育方向上の視点から、積極的に地産地消を進めるため、上記委員会が学校・保育園給食と地産地消のあり方についても調査・研究を行う。</p> <p>3 高校生の健康と食の現状についての調査、研究を行い、高等学校における食育及び給食のあり方について、養護教諭などの学校関係者、保護者及び高校生にも参加を呼びかけて、検討を進める。</p> <p>4 上記3の検討の際には、既に給食を実施している夜間高校について、その実態や意義を検証して、その充実を図る。</p>	<p>小中学校の望ましい学校給食のあり方については、その実施主体である市町村が地域の状況に応じて主体的に研究・検討することが必要と考えています。なお、県として学校給食について調査・研究する必要があると判断した場合は、その都度手法等を検討していきます。</p> <p>県教育委員会では、学校における食育推進の観点から、栄養教諭の計画的な配置や、関係教職員の研修の充実、指導事例や広報等を通じて、市町村の円滑な学校給食の実施を支援していきます。</p> <p>また、提案理由にあります特別支援学校の民間委託については、県の「民間委託等の推進に関する取組方針（平成20年9月）」に基づき、特別支援学校の給食調理業務の民間委託を進めているところですが、今年度委託に移行した学校での不具合については、県教育委員会として徹底して対応し、適切な給食を提供していきます。</p> <p>新たに委託に移行する特別支援学校においては、プロポーザル方式の発注により、人員体制や研修計画など具体的な業務執行体制を事前に確認し最も優れた業者を選定するなどして、安全・安心な学校給食の提供を担保するとともに、子ども達とのコミュニケーションの充実や受託業者・保護者・学校関係者等で組織する「給食業務連絡会」等での関係者の意見反映などにより食育の観点からも推進に努めていきます。</p> <p>保育所においては、次のような状況でありますので、ご意見の趣旨が更に反映されるよう努めます。各施設での調理、食事提供が原則。（児童福祉施設最低基準第11条、第32条）。変化にとれた食事、必要な栄養量の確保、児童の身体的状況・嗜好を考慮した食事、献立の作成が義務付け。（児童福祉施設最低基準第11条）</p> <p>「食育計画」の策定：全ての保育所において乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助がおこなわれるよう策定。食育の環境や年齢及び特別な配慮（アレルギー食、障害のある子への対応等）を含めた一人一人の子どもの対応が図られるよう市町村及び各保育所で計画の実践に取組。（「保育所保育指針」の食育の5項目：「食と健康」「食と人間関係」「食と文化」「いのちの育ちと食」「料理と食」）</p> <p>園：食育基本法に基づき、「食育推進基本計画」の決定（平成18年4月）、県：「長野県食育推進計画」の決定（平成20年3月）。</p> <p>指針手引き等による食育の見直し及び充実：「楽しく食べる子どもにも、保育所における食育に関する指針」（厚労省）、「保育所における食育の計画づくりガイド」（厚労省）、「保育所給食の手引き～みんなできるとくむ食育」（長野県保育園連盟、平成19年3月）、「食育の計画づくりの手引き」（長野県保育園連盟、22年12月）</p> <p>「保育所におけるアレルギーガイドライン（仮称）」を国で検討中（平成22年度中に策定・公表される予定）</p> <p>県の指導助言：保育専門相談員（10名、うち1名は管理栄養士）による指導助言。、地域食材についても積極的に利用するよう指導。</p> <p>保育所給食担当者研修会の開催（県主催、10か所各1回）、地元産食材を利用した調理実習、食育に係る講義等。</p> <p>長野県保育園連盟においても給食部会が設置され、食育の更なる推進、充実に向けた研究等がされている。</p>	特別支援教育課 教学指導課 保健衛生課
(社)長野県社会福祉士会	いきいき暮らせる安全・安心な社会づくりについて	検討の結果、政策提案には至らなかった。		健康福祉政策課
長野県障害者運動推進協議会	医療的ケアを必要とする子ども・家族の実態と求められる施策について	H23年度に提案予定。		教育総務課